定　　款

株式会社　王将フードサービス

（主管部門：総務部法務課　2019 年 6 月 26 日現在）

株式会社 王将フードサービス　定　　款

第１章　総　　則

(商　　号)

第１条　当会社は、株式会社王将フードサービスと称し、英文では OHSHO FOOD SERVICE CORP. と表示する。

(目　　的)

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（１）　料理飲食店業
（２）　中華料理素材の製造、加工および販売
（３）　フランチャイズチェーン店の加盟店募集および加盟店の経営指導業務
（４）　店舗の設計および施工ならびに付帯機器の販売
（５）　不動産の売買、賃貸および仲介
（６）　前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第３条　当会社は、本店を京都市に置く。

(機　　関)

第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。

（１）　取締役会
（２）　監査役
（３）　監査役会
（４）　会計監査人

(公告方法)

第５条　当会社の公告は、電子公告により行う。

２．事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第２章　株　　式

(発行可能株式総数)

第６条　当会社の発行可能株式総数は、9,000 万株とする。

(自己の株式の取得)

第７条　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第８条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）　会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

（２）　会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利

（３）　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集、新株予約権の割当てを受ける権利

（４）　次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条　当会社の株主は、「株式取扱規程」に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

３．当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人にこれを委託し、当会社においては、これを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、

取締役会において定める「株式取扱規程」による。

(基 準 日)

第 13 条　当会社は、本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第３章　株主総会

(招　　集)

第 14 条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から３カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(開催場所)

第 15 条　当会社の株主総会は、京都市内で開催する。

(定時株主総会の基準日)

第 16 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 17 条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類などのインターネット開示とみなし提供)

第 18 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 19 条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 20 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議 事 録)

第 21 条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第４章　取締役および取締役会

(員　　数)

第 22 条　当会社の取締役は、13 名以内とする。

(選任方法)

第 23 条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

２．前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

３．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(解任方法)

第 24 条　取締役は、株主総会の決議によって解任することができる。

２．前項の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上をもって行う。

(任　　期)

第 25 条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 26 条　代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

２．取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

３．取締役会は、その決議によって取締役相談役若干名を選定することができる。

４．取締役社長は当会社を代表する。

(業務の執行)

第 27 条　代表取締役は、各自当会社を代表し、取締役会の決議に基づいて当会社の業務を執行する。

(取締役会の招集権者および議長)

第 28 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 29 条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第 30 条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２．当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 31 条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報 酬 等)

第 32 条　取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の責任免除)

第 33 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金 500 万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章　監査役および監査役会

(員　　数)

第 34 条　当会社の監査役は、４名以内とする。

(選任方法)

第 35 条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。

２．前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(任　　期)

第 36 条　監査役の任期は、就任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(常勤の監査役)

第 37 条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 38 条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮できる。

２．監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 39 条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第 40 条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める「監査役会規程」による。

(報 酬 等)

第 41 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 42 条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

２．当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、監査役との間で、当該監査役の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金 500 万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第６章　会計監査人

(選任方法)

第 43 条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任　　期)

第 44 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(報 酬 等)

第 45 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 46 条　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、会計監査人との間で、当該会計監査人の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金 5,000 万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第７章　計　　算

(事業年度)

第 47 条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 までの１年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 48 条　当会社の期末配当金の基準日は、毎年３月 31 日とする。

２．前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 49 条　当会社は、取締役会の決議により、毎年９月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(剰余金の配当金の除斥期間)

第 50 条　配当財産が金銭である場合には、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないとき、当会社はその支払義務を免れる。

以　上